

# 海岸漂着物対策専門家会議（第12回）

平成30年3月7日

## 海岸漂着物対策専門家会議（第12回）

平成30年3月7日（水） 13:30～15:05

法曹会館高砂の間（2階）

### 議 事 次 第

#### 【議 題】

1. 海洋ごみ対策関連予算案について
2. 海岸漂着物処理推進法施行状況について
3. 海洋ごみに係る最近の調査結果及び国際動向について
4. その他

#### 【資料一覧】

資料1 海岸漂着物対策専門家会議委員名簿

資料2 海洋ごみ対策関連予算

資料3 平成28年度海岸漂着物処理推進法施行状況調査結果（概要版）

資料4 平成28年度海洋ごみ調査の結果について

資料5 海洋ごみに関する国際動向について

参考資料1 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律

参考資料2 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

参考資料3 平成28年度海岸漂着物処理推進法施行状況調査結果

参考資料4 G7 ボローニャ環境大臣会合コミュニケ（抜粋）

参考資料5 G20 ハンブルクサミット首脳宣言（抜粋）

午後1時30分 開会

○松崎海洋環境室長補佐 それでは、定刻となりましたので、第12回海岸漂着物対策専門家会議を始めさせていただきます。

私は、本日、事務局を務めさせていただきます、環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室の松崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、大臣官房審議官、江口よりご挨拶をさせていただきます。

○江口大臣官房審議官 ただいま紹介のごございました、大臣官房審議官の江口でございます。

本日は、大変お忙しい中、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

また、委員の先生方におかれましては、日ごろより海岸漂着物処理推進法に基づきまして、このもろもろの対策に関しまして、ご支援あるいはご指導等いただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。

海洋ごみの問題の対策に当たりましては、国、自治体、NGO、そして、地域の住民の皆様方、いろんな方々のご尽力によりまして取り組まれているところでございますが、最近では、マイクロプラスチック問題も含めまして、国内のみならず、国際的にも重要な課題であるという認識が広まっているところでございます。皆様ご承知のとおり、平成27年のG7のドイツ、エルマウのサミットにおきまして、初めてこの首脳宣言にこの問題が取り上げられて以降、翌28年のG7伊勢志摩サミットあるいは富山でのG7環境大臣会合におきましても、その重要性が再確認されておりますし、また、昨年夏のG20のサミットでも、初めてこの問題が取り上げられております。さらには、後ほど詳しくご紹介がございますけれども、昨年末にも国連の環境総会第3回におきまして、今後の取組について議論がされているという状況でございます。

こういった状況のもとで、環境省といたしましても、関係省庁、それから関係自治体、NGOの方々とも協働・連携いたしながら、まずは国内での廃棄物の適正処理によるプラスチック、その他のごみの発生抑制、それから、自治体によります回収処理に対する財政支援、技術的支援等によりまして回収処理の促進、それから、これも後ほど詳しくご紹介がございますが、海洋ごみの実態把握のための各種の調査・研究、そして、さらにはこの国際連携といったところに取り組んでいるところでございます。本日のご意見も踏まえながら、この海洋ごみの問題に対しまして、今後とも、総合的に、関係省庁、自治体とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

本日の会議におきましては、後ほど、環境省を含めます関係省庁、それから、都道府県によ

ります、その対策の取組状況についてご説明をさせていただき、今後の方向性についてご議論  
いただく予定となっております。

今回で 12 回目となりますけれども、委員の先生方におかれましては、どうぞ率直な忌憚のな  
いご指摘、ご意見をいただければ幸いです。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

○松崎海洋環境室長補佐 続きまして、委員のご紹介をさせていただきます。

配付資料の中に資料の 1 という資料がございます。この専門家会議の委員名簿でございます。  
この委員名簿に沿いまして、五十音順でご紹介させていただきます。

九州大学応用力学研究所教授、磯辺委員です。

○磯辺委員 磯辺でございます。よろしくお願いいいたします。

○松崎海洋環境室長補佐 東京海洋大学名誉教授、兼廣委員です。

○兼廣委員 兼廣です。よろしくお願いいいたします。

○松崎海洋環境室長補佐 公益財団法人環日本海環境協力センター事務局長、川崎委員です。

○川崎委員 川崎です。よろしくお願いいいたします。

○松崎海洋環境室長補佐 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究部  
門水利工学研究領域沿岸域水理ユニット長の桐委員です。

○桐委員 桐です。どうぞよろしくお願いいいたします。

○松崎海洋環境室長補佐 公益財団法人日本離島センター専務理事、小島愛之助委員です。

○小島愛之助委員 小島でございます。よろしくお願いいいたします。

○松崎海洋環境室長補佐 一般社団法人 JEAN 事務局長、小島あずさ委員です。

○小島あずさ委員 小島でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○松崎海洋環境室長補佐 一般社団法人日本マリーナ・ビーチ協会理事長、佐藤委員です。

○佐藤委員 佐藤でございます。よろしくお願いい申し上げます。

○松崎海洋環境室長補佐 公益財団法人廃棄物・3R 研究財団理事長、田中委員です。

○田中委員 田中です。どうぞよろしくお願いいいたします。

○松崎海洋環境室長補佐 一般社団法人全日本漁港建設協会会長、長野委員です。

○長野委員 長野でございます。よろしくお願いいいたします。

○松崎海洋環境室長補佐 なお、特定非営利活動法人日本水フォーラム代表理事・事務局長の  
竹村委員におかれましては、本日所用によりご欠席の連絡をいただいております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料を順次ご確認ください。まず、議事次第がございまして、その次、出席者一覧。

続きまして、海岸漂着物対策専門家会議の設置について。その次が資料 1、委員名簿。続きまして、資料の 2、1 枚もので横の関連予算の総括資料。その次が資料 2 の別紙 1、続きまして、資料 2 の別紙 2、事業詳細です。続きまして、資料の 3、法の施行状況調査結果の概要版です。資料の 4、海洋ごみ調査の結果について。資料の 5、国際動向について。その後、参考資料が、参考資料の 1、参考資料の 2、参考資料の 3、参考資料の 4、参考資料の 5。

資料は以上でございます。過不足等ございましたら事務局までお知らせください。ありがとうございます。

本日の会議は、海岸漂着物対策専門家会議設置要綱に基づき公開とさせていただきます。マスコミの方々による冒頭の頭撮りはここまでとさせていただきます。よろしく申し上げます。

次に、本会議の座長の選任でございます。

設置要綱においては、委員の互選により選任することとされております。事務局といたしましては、昨年度までと同様に兼廣委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○松崎海洋環境室長補佐 ありがとうございます。それでは、兼廣委員に座長をお願いしたいと思っております。

これからの議事進行につきましては、兼廣座長にお願いいたします。座長、よろしくお願いいたします。

○兼廣座長 はい。ご紹介いただきました兼廣です。議事進行を務めさせていただきます。よろしくご協力をお願いいたします。

それでは、議事次第に沿って進行させていただきます。

まず、最初の議題 1 ですが、海洋ごみの対策関連予算について、事務局並びに関係省庁からご紹介、ご説明をお願いしたいと思います。

○松崎海洋環境室長補佐 それでは、まず、全体の予算について、事務局からご説明させていただいた後に、各省庁より個別予算のご説明をお願いいたします。

それでは、資料 2 の A4、1 枚、総括、こちらの青い資料をご覧ください。関係府省といたしまして、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、そして、国土交通省・農林水産省の予算の総額を掲載しております。

一番左の列が平成 30 年度の政府予算（案）でございます。その右側に平成 29 年度の補正予算の数字を掲載しております。一番右側は参考として、平成 29 年度の当初予算でございます。各詳細につきましては、後ほど、各省庁からご説明させていただきますので、詳細は割愛させ

ていただきます。

続きまして、資料2の別紙1の平成30年度当初予算（案）及び平成29年度の補正予算の取りまとめの表をご覧ください。こちらの表は、先ほど紹介いたしました各省庁の予算の各施策ごとに政府予算（案）、29年度予算（案）、そして、29年度の補正予算額に加えまして、施策の概要、実施機関などを掲載しております。

1ページ目は、農林水産省の事業、施策が1番から4番まで掲載しております。

続きまして、経済産業省ではNo.5。

国土交通省についてはNo.6と7。

気象庁においてはNo.8の施策を紹介しております。

おめくりいただきまして、No.9、10が海上保安庁の施策でございます。

No.11から3ページ目にわたりますが、18までが環境省の関連施策のリストになります。

一番最後が農林水産省・国土交通省の予算として、No.19を載せております。

それでは、これから各省庁の個別予算のご説明をお願いしたいと思います。資料の2の別紙2に各省庁におきます海洋ごみ対策関連予算の事業の詳細をまとめて掲載しております。

それでは、順次、このページに従ってご説明をお願いしたいと思います。

まず、農林水産省さん、お願いいたします。

○農林水産省林野庁森林整備部治山課 失礼します。林野庁治山課の芦田と申します。

我々林野庁は、海まで流れ出るような流木の対策について予算を計上しております。予算額などは資料のとおりですが、今日はせっかくですので、昨年夏の九州北部豪雨、あのときに大量の流木が発生し、幸い、その際は海にはほとんど影響がなかったと聞いていますが、林野庁の取組について、お話をさせていただきたいと思っています。あのときにしきりに言われたのが、いわゆる山の手入れが悪いから、流木災害が発生したのではないかということです。資料の4ページを見ていただきますとわかりますように、これまで、6年前の九州北部豪雨災害のときでも200ミリぐらいの雨だったのが、今回、朝倉では500ミリ、日田では300ミリということで通常の1.5倍から2.5倍ぐらいの、到底想定しがたい雨が降りました。それが原因で、木の根よりも深い部分で崩れが生じまして、あれほど大量の流木が出たということで、この災害に関して言えば、どれほど森林の手入れをしていたとしても、樹木の根の影響が及ぶ範囲以上に深いところで崩れてしまったので、手入れの有無と崩壊の関係はあまりなかったということです。とはいっても、500ミリまでいかないような、例えば100ミリだとか200ミリだとか、今回の雨よりももっと少ないような雨の場合は、当然、森林整備することによる根の発

達が山の崩壊を防ぎ、流木が出てこないということです。林野庁としては、間伐等の森林整備を進めるとともに、6 ページを見ていただきますと、真ん中に写真を載せていますが、流木捕捉式治山ダムという、万が一、山が崩れて、流木が出てしまった場合に、この流木を捕捉するための治山ダムにより、流木災害を防ぐといった対策をこれからどんどん進めていこうと思っていますので、それによって海岸の保護にも努めていきたいと思っていますので、引き続きよろしく願いいたします。

○農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課 それでは、水産庁です。水産庁のほうから事業の説明をさせていただきます。

まず、7 ページをご覧ください。7 ページですが、漁場環境改善推進事業という、これは平成 30 年度からの新規事業でございます。中身としましては、赤潮対策も含めまして、漁場環境の改善、そういったものに取り組む内容となっております、このうち資料の右下の⑧番にあります、漁業・養殖業に由来する海洋プラスチックごみ削減方策の実証・検討及び普及というところで海洋ごみ対策を行うこととしております。⑧番の概算決定の予算額としましては、およそ 1,300 万円となっております。

具体的な内容としましては、先ほど申し上げましたとおり、漁業・養殖に用いられますプラスチック資材の使用・廃棄等の実態を調査し、その使用量の削減方策や、環境に配慮した素材への転換の検討を行うことになっております。また、既存の技術や新たな成果を用いた削減方策について、地域で意見交換会を行いながら、漁業者へ普及していくと、そういった内容になっております。

続いて、ページをめくっていただきまして、8 ページでございます。8 ページは、漁場復旧対策支援事業という事業で、こちらは 30 年度の予算概算決定額が約 7 億円となっております。

内容といたしましては、これは東日本大震災により漁場に漂流や堆積した瓦れきの除去への支援でございます。専門業者や漁業者が操業中に回収を行う場合に支援することになっておりまして、平成 30 年度は、岩手県、宮城県、福島県の 3 県で実施を予定しております。

○農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 続きまして、9 ページ、水産環境整備事業でございます。

こちらについて、事業内容といたしましては、水産資源の回復・増大と豊かな生態系の維持・回復を図りますために、漁場の整備とともに、漁場における堆積物の除去等を水域における環境保全対策を実施するというものでございまして、平成 30 年度予算につきましては、約 106 億円でございます。漁場に堆積した流木、ごみ等を除去いたしまして、漁場の生産力を回

復するものでございます。

○松崎海洋環境室長補佐 ありがとうございます。

続きまして、国土交通省さん、よろしく願いいたします。

○国土交通省港湾局海洋・環境課 続きまして、国土交通省港湾局海洋・環境課でございます。

11 ページをお開きください。海洋環境整備事業の概要でございますけれども、航行船舶の安全の確保、海洋環境の保全を図るため、閉鎖性海域において、海面に漂流する流木などのごみ、船舶などから流出した油の回収を行っておりまして、写真にあるような海洋環境整備船において対処しております。

左側の配置図にございますとおり、東側から東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海、そして、有明・八代を担務海域としておりまして、12 隻の海洋環境整備船を配備しております。全額国費 100%の国直轄事業として対処しておりまして、年間ごみ回収量につきましては約 8,000 立米となっております。

以上でございます。

○国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 引き続きまして、12 ページでございます。国土交通省の水管理・国土保全局でございます。

12 ページにつきましては、河川に流入するごみへの河川管理者による対応ということでございまして、河川管理上必要な流木・ごみ等の回収を行うとともに、河川に流入するごみ等の不法投棄の抑制と、また、その早期発見に努めているところでございます。

また、ごみ対策につきましては、関係機関が協力することが重要であろうと考えておりまして、連絡体制の構築でありますとか、関係機関と合同でのパトロール等を実施しているところでございます。

普及・啓発活動といたしまして、市民の方々と連携して清掃活動を行うとともに、出前講座や現地での河川ごみの調査、また、ごみマップの作成等を通じて、普及・啓発活動に取り組んでいるところでございます。

そのほか、これは一般的な取組みでございますけれども、災害時におきましては、その災害の状況に応じて、昨年九州北部豪雨も含めて、河川に流れ着いた流木につきましては、早期の撤去に努めてきたところでございます。

以上でございます。

○松崎海洋環境室長補佐 ありがとうございます。

続きまして、気象庁さん、お願いいたします。



○国土交通省気象庁地球環境・海洋部地球環境業務課 それでは、気象庁からご説明させていただきます。

資料は 13 ページのほうになります。予算措置は特にございませんけれども、海洋観測の一環として行っているという実態でございます。気象庁では、保有する 2 隻の海洋気象観測船で日本の周辺海域、左下の図の海域になりますけれども、北太平洋、こういったところの観測定線に沿って海洋観測を行っております。この際、主目的は気候変動の監視ということでございますが、この観測の一環として、浮遊プラスチック等の海上漂流物を目視で観測を行っている次第です。

このようにして観測した浮遊プラスチックの漂流物は、その分布ですとか、種類、浮遊数の経年変化、こういったものを右下にございますような時系列の図で随時公表しているところでございます。30 年度におきましても、同様の公表を続けていく予定でございます。

以上です。

○松崎海洋環境室長補佐 ありがとうございます。

引き続きまして、海上保安庁さん、よろしく申し上げます。

○国土交通省海上保安庁警備救難部環境防災課 海上保安庁からご説明させていただきます。

ページ数は 14 ページです。私ども漂流・漂着物に対する直接の予算は持っておりません。一般市民に対する海洋環境保全思想の普及を目的とした啓発活動等を行っております。大規模漂着物の原因調査ということで、同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められる場合は、関係地方公共団体等と連携して漂着状況を調査し、排出源、排出の原因、いわゆる事件・事故の両面から調査するとともに関係自治体への情報提供と地域住民への注意喚起なども行っております。

以上です。

○松崎海洋環境室長補佐 ありがとうございます。

続きまして、環境省から説明させていただきます。

○野々村海洋環境室主査 海洋環境室の野々村です。よろしくお願いたします。

資料の 15 ページをご覧ください。海岸漂着物等地域対策推進事業、いわゆる海ごみ補助金と呼んでおりますけれども、この補助金につきましては、海洋環境、沿岸居住環境、船舶航行、観光、漁業にさまざまな影響を与えている海ごみの問題についての対策のために、海岸管理者である自治体において行っている重機の活用やボランティアなどによる海洋ごみの回収活動や、地方公共団体が行う発生抑制対策事業等について、環境省から都道府県に対し補助金を一括交

付するものでございます。市町村が実施する場合につきましても、都道府県を通じた間接補助事業を活用していただいております。予算額につきましては、平成 30 年度予算（案）4 億円、平成 29 年度補正予算には 27.1 億円を計上しているところでございます。

ページをおめくり願います。次に、調査の事業でございますけれども、漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業がございまして、平成 29 年度から行っている我が国南方海域における東アジア等由来の海洋ごみの実態把握について、平成 30 年度も引き続き務めていきたいと考えております。

また、事業概要の③をご覧ください。こちらにつきましては、平成 30 年度からの新規でございますけれども、沿岸から内陸にかけての流域圏での広域的なごみ発生抑制の推進のため、複数地方公共団体による排出抑制対策モデル事業を新たに実施していきたいと考えております。

17 ページをご覧ください。国際連携につきましては、平成 30 年度において、マイクロプラスチック調査におけるモニタリング手法の調和化や、東アジア等における海洋ごみ調査に係る協力等の取組を拡充して実施していきたいと考えております。これら事業を通じまして、国内外における海洋ごみ対策が一層促進されるよう、最大限取り組んでいきたいと考えております。

また、資料 2 の別紙 1 の 2 ページをご覧ください。環境省として直接予算は計上しておりませんが、各都道府県から協力をいただきまして、廃ポリタンクの漂着状況の調査を実施しているところでございます。こちらについては、集計した結果は毎年、報道発表をしているところでございます。

また、自然環境局の事業でございますけれども、環境省が指定する国立公園等の自然海岸等において、ウミガメや海鳥の繁殖地域の保全のための漂着ごみの回収対策を行うための事業としまして、1 億 300 万円の内数を予算計上させていただいているところでございます。

次に、環境再生・資源循環局から説明いたします。

○宮井環境省再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長補佐 環境省再生・資源循環局です。

それでは、災害等廃棄物処理事業費補助金についてご説明させていただきます。こちらのほうは、災害等が起こった場合に発生した瓦れきを市町村が処理するという場合に支払われる補助金になるんですが、この中で、メニューの中で一つ、災害起因でなくても、海岸漂着物を処理できるということになっております。対象となるのは、海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物ということになっておりまして、補助率は 2 分の 1 で実施しているところでございます。

続きまして、19 ページの循環型社会形成推進交付金になるんですけども、こちらのほうは、メインはごみ焼却炉であるとか最終処分場の一般ごみを処理するための施設の整備ということ

になるんですが、こちらのほうも、このメニューの中の一つとして、海岸漂着物のごみ処理施設ということでメニューを立てております。こちらのほうは海岸等で燃やすというよりは、海岸等で漂着したごみを集めて、それをプラスチックであるとか木材、網とかを区別するための施設ということを想定しております。

以上でございます。

○松崎海洋環境室長補佐 続きまして、資料2の別紙2の21ページですが、海岸4省庁さんの施策をこちらで掲載させていただいています。代表して、国土交通省港湾局海岸・防災課さんからご説明をお願いいたします。

○国土交通省港湾局海岸・防災課 資料の21ページ目、最後のページでございます。災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業、流木災というふうに呼んでおります。農林水産省、それから国土交通省の海岸を所管している部局で連携して実施をしている取組でございます。中身としては、海岸保全施設の機能を阻害するというような場合に、阻害のおそれのある流木、それからごみを除去する、それに対して補助することができるという制度になってございます。

採択基準としまして、漂着量が1,000立米以上のもの、こういったものを海岸管理者である都道府県、市町村が除去する場合に、その2分の1を補助するという制度になってございます。こういった事業で海岸管理者の支援をしているところでございます。

○松崎海洋環境室長補佐 ありがとうございます。

それでは、経済産業省さん、まだ到着が遅れているようですが、資料の今の別紙の2の10ページ目をご覧ください。経済産業省が準備した資料でございます。漂流・漂着物対策に資する経済産業省の施策として、1ポツとして、容器包装リサイクル法に基づく排出抑制の促進、2ポツとして、3Rの普及啓発について、その施策の概要が記載されておりますので、ご覧いただければと思います。

以上で予算の説明を終わります。

○兼廣座長 どうもありがとうございました。

各省庁から海洋ごみ対策関連の予算について、ただいまご説明いただきました。本件につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

はい、小島委員、どうぞ。

○小島あずさ委員 国土交通省の方にお尋ねしたいんですけども、海岸や川での予算あるいは対策案のご説明はよくわかったんですが、市街地、道路等に散乱しているごみが一部、河川等の水路を通じて海に入ってくるということがわかっているわけですけども、道路部局との

海ごみというキーワードでの連携とか施策などのご予定がありましたらご説明をいただきたい  
と思います。

○兼廣座長 いかがでしょう。ただいまご質問いただいた内容について、国交省から説明く  
ださい。

○国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 現時点では、そういったところを引き続き検討  
していくということになるかと思いますが、今後の検討課題として考えさせていただけれ  
ばと思います。

○兼廣座長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

1 点だけ教えてください。事業の多くは継続のものが多いですが、1 件だけ新規の事業があ  
ります。農水省の2 番目ですが内容を見ますと、漁業用の資材に環境に配慮した素材への転換  
の検討になっていますが、これはいわゆる生分解性のプラスチックや生分解性の漁具について  
ということでしょうか。

○農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課 水産庁でございます。

環境に配慮したというところは、今想定していますのはバイオプラスチックや、より自然に  
由来した素材を使うことを今のところは想定しておりますし、ここにも書いてありますとおり、  
そういった素材を使うことの一方で、使用量の削減というところもしっかり検討していくとい  
うことを考えております。

○兼廣座長 ありがとうございます。

ほかにどなたか、ご意見、ご質問。

○長野委員 それぞれの省庁で、それぞれ対応、対策が出されているんですけど、主に災害時  
にいろいろ対応できる事業がいっぱいあるんですけども、これらの全部が災害時に起こるとす  
ると、近くの例では、去年の7月の北九州の有明海の辺りで、これらの事業がどういう連携を  
とって、どういうふうに対応されたのかというようなことが事例としてわかれば教えてほしい  
んですけども。

○兼廣座長 いかがでしょう。

○長野委員 特に連携はとっていないなくて、それぞれ実施していたということかもしれませんが、  
有明海は県も分かれてるし、区域もいろいろあるんで、何らかの連携をとったんじゃないかな  
と思うんですけど。

○国土交通省港湾局海岸・防災課 国土交通省でございます。

まず、海域を漂流している流木に関しては、先ほどご説明申し上げた海洋環境整備事業、資料の 11 ページのほうによって除去しております。この際、地元の漁業者等とも連携をしながら流木の除去の実施をしたというところがございます。

また、海岸に漂着した流木、これに関しては、21 ページの先ほどの流木災によって海岸、所管している部局で連携して実施をしてございまして、これも特定の都道府県だけではなくて、複数の都道府県でこの採択要件を満足する場合は、全部まとめて申請をし、その中で一体的に処理をするという形になってございますので、この海岸を所管している省庁の中で情報を共有しながら、その対応に当たったというふうな実績がございます。

○兼廣座長 よろしいでしょうか、長野委員。

○長野委員 はい、わかりました。

○兼廣座長 ほかにございますでしょうか。

なければ次に移らせていただきたいと思います。

関係省庁におかれましては、今後、ここでご紹介いただいたような海岸漂着物対策を円滑に進めていただけるように対応していただければと思います。

次に、議題 2 に入りますが、海岸漂着物処理推進法の施行状況について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○野々村海洋環境室主査 資料 3、海岸漂着物処理推進法施行状況調査結果、平成 28 年度概要版をご覧ください。詳細版といたしまして、参考資料 3 に平成 28 年度海岸漂着物処理推進法施行状況調査結果を添付しておりますので、ご不明な点等ございましたら後ほどこちらをご参照いただければと存じます。

1 ページ、おめくりください。海岸漂着物処理推進法においては、都道府県が策定することとされている地域計画の策定状況、そして、策定期間について調査をいたしました。平成 28 年度につきましては、平成 27 年度と比較いたしまして、大阪府、広島県が新たに地域計画を策定され、平成 28 年度末現在で合計 37 都道府県の地域計画が策定済みとなっております。残り 10 県につきましては、例えば福島県でありますとか、岩手県につきましては、東日本大震災の津波に伴う復旧工事を実施しているとか、また、内陸県になりますけれども、海岸線を有していない等のために地域計画を策定していないという実態がございました。平成 27 年度と比較しまして 2 件増えておりまして、順調に地域計画の策定は進んでいると認識しているところでございます。

次、2 ページになります。先ほどご説明しました地域計画を作成するためには、あるいはま

た、海ごみ対策について必要な連絡調整を行うために、都道府県は海岸漂着物対策推進協議会を置くことができるとされています。平成 28 年度につきましては、組織済みであるという自治体は 23 道県ございました。組織予定なしとした 24 都府県のうち、7 県が、例えばほかの組織で対応しているなど、また、14 府県が地域計画を過去に策定しているのが新たに策定予定がない、また、変更の予定がないといったような趣旨の回答をいただいたところでございます。

協議会の構成になります。2 ページの右下のところになりますけれども、都道府県の関係担当者や国の関係担当者、市町村の関係担当者のみならず、業界団体や NPO/NGO 法人、学識経験者、企業等の方が参加のメンバーで構成されているとお聞きしております。

次に、3 ページをご覧ください。地域の海ごみ対策のネットワークづくりのコアとなることが期待されます海岸漂着物活動推進員、活動推進団体というものを都道府県は指定することができるかとされています。こちらにつきましては、いずれにいたしましても、平成 28 年度末現在で実績がないというところで回答をいただいております。また、指定に向けて検討中というところは 14 県あるとお聞きしております。委嘱予定なしとして都道府県からあった回答の一つとしまして、先ほどのページでご説明いたしましたけれども、地域協議会に NPO などが入っているため既存の取組があるということで、重ねて推進員を指定する必要がないといった回答もございました。

次に、4 ページをご覧ください。海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況になります。こちらにつきましては、平成 28 年度は 14 府県の調査を実施したとお聞きしております。こちらにつきましては、3 年に 1 回または 2 年に 1 回調査をしている都道府県もございまして、例えば平成 27 年度・26 年度に調査しているため、平成 28 年度は調査していないというところもあります。

次のページをご覧ください。発生抑制対策も海洋ごみ対策の重要な取組の一環となりますけれども、ごみを捨てる行為の防止措置といたしまして、パトロールなどの監視活動、また、啓発のためのキャンペーン、イベント実施など、ごみを捨てる行為を抑制するといった取組が各都道府県で行われているところになります。こちらにつきましては、昨年度のパトロールなど監視活動の件数は、実は 14 件だったんですけれども、それは環境省から各都道府県に法施行状況調査で確認するとき、自由回答にしていたことから、本当は実施しているけれども回答がなかったというところが問題点としてありましたので、例えば各都道府県いろいろやられているところは具体例を提示し、選択肢式にいたしまして、各都道府県が海ごみ対策のためにやっている活動につきまして確実に確認できるよう様式の変更をした結果、今回、このような件数

になっております。

次、資料、6 ページになります。民間団体等との連携・活動に対する支援の実績になります。都道府県が行う民間活動の連携に対する支援の実績で最も多かったのは、ボランティア活動との連携で 34 都道府県ございました。例えば昨年度、東京都さんは「環境学習会、ショートムービー作成（1 件）」というところで、YouTube でもアップされていますが、普及啓発活動とも連携して、YouTube に新たに海ごみ対策の問題を載せるということも実施されております。

次に、7 ページをご覧ください。海岸漂着物等の処理に関する環境教育の推進、普及啓発になります。こちらにつきましては、清掃活動などやクリーンアップ活動を実施するというところで、33 都道府県の件数が一番多かったところになります。少し変わったところになりますけれども、例えば国際連携では、国際交流事業の実施で長崎県なんですけれども、こちらは韓国の学生を実際に対馬に呼んできて、市民の皆様と一緒にごみ拾いをするという活動をされているとお聞きしています。

私のほうからは以上になります。

○兼廣座長 ありがとうございます。

ただいま海岸漂着物処理推進法の施行状況調査、これは毎年やっていたいっているわけですが、その内容についてご紹介いただきました。法律が制定されたのは 2009 年ですから、すでに 8 年、9 年ぐらいたっております。その成果が期待されているわけですが、地域計画や取り組み状況について、説明いただきました。この内容につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか はい、小島委員、どうぞ。

○小島あずさ委員 ご説明ありがとうございます。質問なんですけれども、今日の資料は概要版ということで頂戴してるんですが、補足でご説明がありましたような、具体的な事例がわかるようなもう少し詳細な資料を発行する予定があるのかどうかということと、その発行予定があるとする、各都道府県等に配布予定があるかどうかを教えてください。

○兼廣座長 いかがでしょう。

○松崎海洋環境室長補佐 ご質問ありがとうございます。まず、本日の資料の中で参考資料 3 を配付させていただいております。こちらがスライドの概要版のバックデータとして少し詳細な情報を入れてございます。こちらの説明は本日割愛させていただきますが、またお時間のあるときにご覧いただければと思います。

また、各都道府県において、補助金も活用いただきながら、さまざまな取組が行われておまして、環境省においても、その取組の事例を幾つかピックアップした形で、事例集というこ

とで今現在、作成しております。今年度、その作業をしておりまして、来年度、その結果が取りまとめましたらホームページに掲載するとともに、都道府県に周知させていただき、活用いただけるよう後押しをしていきたいと考えております。

○小島あずさ委員 ご説明ありがとうございました。事例集はとても有効だと思いますので、できたら私もぜひ拝見したいと思います。ありがとうございました。

○兼廣座長 ありがとうございました。

ほかにどうぞ、磯辺委員、どうぞ。

○磯辺委員 ご説明ありがとうございました。4 ページの調査の実施状況というところで、各県さんがそれぞれ調査をなさっておられるようですけれども、これは何か一つに集約するような仕組みですとか、調査に当たって何か共通の調査項目を設けるような、その調整だとか、そういうものがあるのでしょうか。それとも各県さんばらばらにやってらっしゃって、データはもうそれぞれが抱えているというような状況なのでしょうか。

○兼廣座長 いかがでしょう。

○松崎海洋環境室長補佐 ご質問ありがとうございます。まず、調査について何か統一的な取組があるかどうかにつきましては、海ごみ補助金を活用いただいて、発生抑制対策の一環として調査事業にも活用いただけるようになっておりまして、個別の調査については、各都道府県によって地域の実情、漂着状況などなど、抱えている課題がそれぞれ特性がございますので、どのような調査を行うかにつきましては、それぞれの都道府県の創意工夫で実施いただいているという状況でございます。

例えば事例をご紹介すると、参考資料3の20ページ、21ページ目、22ページ目をご覧ください。できればと思います。参考資料3の20ページ目が調査の実施状況ということで、調査を実施された都道府県の紹介があります。21ページ目は、具体的にどのような調査を行っているかを分類しておりまして、例えば21ページのグラフでいいますと、種類別個数別の詳細調査を行っているところが9件、漂着物の調査、国別の調査などを行っていただいております。例えば、香川県ですとGPSを使用したごみ流出経路の実測が行われております。

22ページをご覧ください。できればと思いますが、それをどのように活用しているかということについては、いろいろな活用のされ方をされております。こちらにございますように、公表するのみならず、いろいろな対策を検討する際の基礎資料であるとか、普及啓発のために使う、発生抑制対策の基礎資料として使うなどの取組が行われているところです。

取組結果についての集約については、こちらのほうで何かまとめて公表するという事等は



行っておりませんが、先ほど取組事例の紹介ということも申し上げましたが、こういうそれぞれの都道府県で行っている調査で、もし何か活用できるものがあれば、年に1回か2回、都道府県で担当者会議も行っておりますので、そういう場も活用しながら、紹介等を行っていききたいと思います。ありがとうございます。

○磯辺委員 ありがとうございます。非常によい試みをなさっている県とかもございまして、それぞれ情報を共有して高めていければいいかなということのを思いました。

○兼廣座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○田中委員 ありがとうございます。貴重な調査がされているので、その結果を生かすことが大事かなと思っています。それで、情報を共有するというためにも、関係者が一堂に集まって発表するとか、それで生かすための議論をするとか、海ごみという点では、廃棄物資源循環学会とか、全国都市清掃会議の研究事例発表会とか、そういうところで企画すれば関係者が集まってくれるのかなというような気がしますので、調査結果を生かした例があるのかとかいうのを知りたいと思います。

○兼廣座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

長野委員、どうぞ。

○長野委員 去年もこの地域計画の策定なしで、海がないからとか、内陸県であると。それはそれでいいということで、だけど、いろいろ意識を持ってもらうほうがいいんじゃないかというのは、何かこの委員会でいろいろ意見が出てたような感じがするんですけど、それについてどういう対応になったのかなというのを知りたいなと思ってます。

○兼廣座長 環境省さん、いかがでしょう。

○松崎海洋環境室長補佐 ご質問ありがとうございます。まず、田中委員のご指摘につきましては、先ほどの事例の紹介とつながるところかと思えます。都道府県への優良事例の会議での説明とあわせて、その際に、せつかくの取組ですので、そういう取組を何か、今、委員がおっしゃったような、いろいろな都市清掃会議等々の場もございまして、そういう場の活用も含めて情報発信していただけるようお願いしたいと思いますし、環境省でも何か対外的に、例えばシンポジウムを開催したり、我々が主催して開催するときに、そういう事例については、例えば発表していただくなど、できる限り情報発信に努めていきたいと考えております。

続きまして、もう1点、長野委員からご指摘の点でございます。こちらにつきましては、今現在、内陸県では地域計画が策定されていない状況でございます。まず、我々としては、年に

1 回、2 回開催する都道府県の担当者会議において、発生抑制対策の重要性について我々から説明させていただいております。海岸漂着物については、その原因となるごみが海岸のみならず、陸域からも流れ出ているということで、発生抑制対策の重要性について折に触れてご説明させていただいております。

あわせて、予算の説明のところでご紹介いたしましたが、資料 2 の別紙の 2 の 16 ページ目、をご覧くださいければと思います。説明の際に担当のほうから触れましたが、このポンチ絵の右下のところに複数地方公共団体連携による排出抑制対策モデル事業というのを設けています。政府予算案として現在計上しておりますが、このモデル事業で複数の自治体の参画を念頭に置いております。その際には内陸の市町村や、内陸の県の方にも参加いただけるような形で取り組んでいくのを我々としても支援して、できたらこういうモデル事業を通じて、内陸県においても地域計画にまずは関心を持っていただき、それを作成する重要性や意義を我々としても説明した上で、地域計画を内陸県でも作成いただけるようにつなげていければと考えております。

以上です。

○兼廣座長 丁寧な説明ありがとうございました。よろしいでしょうか、長野委員。予算も非常に重要で、一応こういう対策のために予算措置していただいておりますので、ぜひ効果的に推進していただければと思います。

1 点だけ、この委員会でも以前、意見が出たかと思うんですが、清掃活動に対する予算措置は非常に重要で、必要不可欠なものです。法律が施行された当初は、予算措置が約 60 億円あったかと思いますが。しかしながら、予算の大半が清掃活動に使用されており、ごみ発生抑制や地域計画の推進にまで有効に利用されていないのではないかという指摘がありました。もっと発生抑制に効果的につながるような予算措置をすべきだという意見がありました。地域計画等の策定や推進はかなり進んできていますので、実効性のある内容に高めていただければと思います。いかがでしょうか。

○松崎海洋環境室長補佐 ご指摘ありがとうございます。今の発生抑制対策の重要性につきましては、我々としても強く認識しております。まず、補助金の活用について、回収処理ももちろん重要なんですが、発生抑制対策にも活用していただけるように我々としても強く促すとともに、事例集の紹介によって、より効果的な発生抑制対策をしていただけるように支援したいと考えております。

また、先ほど紹介しましたモデル事業では、発生抑制対策を集中的に実施して、その効果を

計測したり、その結果を受けて、対策の取組方法などをまとめて横展開を図ったり、地域計画を策定する際に発生抑制対策をどう盛り込むかについても、モデル事業を通じて、より深掘りしていきたいというふうに考えております。ご指摘ありがとうございます。

○兼廣座長 ありがとうございます。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 民間団体との連携、その支援というのは重要なことだと思うんですが、この中で、その調査の対象として、国の地方支分部局、あるいは地方公共団体さんでも海の行事等のときに清掃活動だとかいう団体を表彰したりというようなことが実態としてあると思うんですが、この調査の中ではそういうことは入っていないのか。あるいは、個人的に思いますのは、インセンティブということから、そういうようなものについてもまとめていただけると民間団体にとっても励みになるということじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○兼廣座長 いかがでしょう。

○松崎海洋環境室長補佐 ご指摘ありがとうございます。今回の資料3の施行状況調査では、できるだけ幅広く取組を吸い上げられたらと思っております。今ご指摘いただいた民間団体の方々の活動を、例えば表彰するなどの形で後押しするという取組は、自由回答という形で今記載いただいているのですが、今のご指摘も踏まえて、来年度、調査をする際には選択肢に入れるなどして、そういう取組がどの程度行われているかも含めて吸い上げができるように、検討してみたいと思います。ありがとうございます。

○兼廣座長 よろしいでしょうか。

小島委員、どうぞ。

○小島愛之助委員 概要版に発生抑制対策や広域連携の部分の、概要が載っていないのは何故でしょうか。本体のほうを拝見しますと、内陸部の都道府県でいろいろと一生懸命やっていることが書かれているわけですから、そのあたりをうまくまとめていただくと、先ほどの長野委員のお話も含めて、いいのかなとは思いますが。一例をあげれば岐阜県のようなところでも、補助金とは関係なくやっているということが出ていますので、できれば、来年度以降、概要をつくられるときは、そういう地道な取組についても載せられるような形でやっていただければと思います。よろしくをお願いします。

○兼廣座長 何かあればお願いいたします。

○松崎海洋環境室長補佐 ご指摘ありがとうございます。発生抑制対策については、先ほどの参考資料3のほうで詳細版として紹介させていただいていまして、波及効果として、例えば

44 ページに記載させていただいたりしております。今の委員ご指摘の、内陸部での取組の事例についても行われている事例がございます。先ほどお答えした中で、事例集を今作成していると申し上げましたが、その中で内陸部においても発生抑制対策、こういう取組をしているというものも掲載しようと思っております、それをよい事例として各都道府県にも周知を図って、内陸部の取組、発生抑制対策を促していきたいというふうに考えております。ご指摘ありがとうございます。

○兼廣座長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

次の議題に移らせていただきます。

議題の3番目の海洋ごみに係る最近の調査結果並びに国際動向について、事務局からご説明をお願いいたします。

○佐藤海洋環境室係長 環境省海洋環境室の佐藤と申します。

資料4の平成28年度海洋ごみ調査の結果についてという資料をご覧ください。1ページ目に書いてありますとおり、当初の海洋環境室では、モニタリング調査としまして4種類の調査を実施しております。まず一つは、漂着ごみの調査、二つ目に海域の漂流ごみの調査、そして、海底ごみの調査、最後にマイクロプラスチックの調査を実施しているところでございます。

2ページ目に移りまして、マイクロプラスチックというのは皆さんもうご存じのことかと思えますけれども、5ミリ以下の微細なプラスチックごみのことを指しております、含有／吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されているところでございます。

マイクロプラスチックにつきましては、二つの種類に分けられておりまして、一つはもともと小さくつくられたマイクロプラスチック、もう一つは大きなサイズでつくられたプラスチックが自然環境の中で細分化されて小さくなったものというふうに分けられております。当方の調査におきまして、国内で販売されているパーソナルケア製品150製品を調査しましたところ、マイクロビーズが関与すると判断された製品は2製品でありました。

では、続きまして、ページをめくっていただきまして、3ページ目になります。ここから、先ほど1ページ目でご説明させていただきました4種類の調査に関する結果の概要について説明させていただきます。

まず最初に、漂着ごみのモニタリング調査の結果となります。平成28年度につきましては、平成27年度までの調査対象の地域を含む全10地点で漂着ごみのモニタリング調査を実施しました。

その結果ですけれども、容積ベースで2種類、今ここに図を載せております。まず左側ですけれども、ご覧ください。漁具と自然物、人工物に分けた場合ですけれども、この図をご覧くださいますと、根室、串本、国東、種子島などで自然物の割合が高い状況でございました。

人工物の構成比について調べましたところ、これは右の図になりますけれども、漁具、プラスチック、発泡スチロールなどの品目が上位を占めている状況でございました。

先ほどお見せしました10地点につきまして、同じ地点において回収された漂着しているペットボトルの製造国を推定しております。4ページ目になります。ここで、平成28年度におきましては、外国製のペットボトルが調査対象である10地点全てで見られました。奄美では外国製の製品が8割以上を占めるような状況で、対馬、種子島、串本、五島では外国製品が4割から6割を占めている状況です。一方で、根室、函館、国東では外国製品が2割以下で、日本の製品が5割から7割を占めている状況でございました。

では、続きまして5ページ目です。二つ目の漂流ごみに関する調査の結果概要になります。平成28年度につきましては、陸奥湾、富山湾、若狭湾の3湾において漂流ごみの目視観測調査を実施しております。ここで発見された漂流ごみ、これ3湾全部全て合計しますと205個になっておりまして、このうち人工物は65%を占めておりました。また、人工物の中の構成物を見てみますと、プラスチック類、レジ袋などの包装類、トレー類などの食品包装や発泡スチロールなどが発見回数の上位を占めている状況でございました。

6ページ目に移りまして、続きまして、同じ3湾につきまして、海底ごみについても調査しております。ここでは3湾合計で12の漁業協同組合のご協力により回収したごみについて、個数・重量・容積を計測しました。その結果によりほとんどの地点において個数・重量・容積いずれについてもプラスチックの占める割合が高く、続いて金属類であったということがわかりました。

では、続きまして、ページをめくっていただきまして、7ページとなります。今まで陸奥湾、富山湾、若狭湾の漂流・海底ごみについての実態調査の結果をお示ししましたが、漂流ごみ、海底ごみにつきましては、沖合域においても調査を行っております。まず最初に、7ページ目は、沖合域における漂流ごみの実態調査の結果になっております。平成28年度におきましては、我が国周辺の沖合域において、東京海洋大学の練習船の協力を得まして、漂流ごみ密度推定のための目視調査を実施しました。

人工物については、日本海などで漂流ごみの密度が高い傾向にありまして、種類別で見ますと、ここに載せていませんけれども、プラスチック製品や発泡スチロールが多くを占めている

状況でございました。

自然物ですけれども、これは一番右の図がその結果になりますが、自然物については東シナ海で漂流ごみの密度が低く、密度が高い地点がその他の各海域に点在している状況であることが見てわかります。

では、8 ページ目に移りまして、この沖合域の調査では、平成 28 年度、東シナ海と常磐沖で東京海洋大学の練習船によってトロール網を用いた回収調査を実施しております。

人工物、自然物ともに、海底ごみ（重量ベース）では、最大値では東シナ海のほうが常磐沖よりも多い状況でした。

自然物と人工物の比率を見ますと、重量ベースでは常磐沖よりも東シナ海のほうが自然物の占める割合が高い状況で、個数ベースですと、その関係が逆転しているという状況にありました。東シナ海の自然物のほうが常磐沖のそれよりも多かったということが考えられます。

では、最後に、マイクロプラスチックの調査の結果についてご報告させていただきます。9 ページ目をご覧ください。平成 28 年度は、沖合域における漂流ごみの目視観測の調査に併せて、合計 69 カ所でマイクロプラスチックを採取しております。その結果を示したのが下の図になります。左側の図はマイクロプラスチックの調査地点、右側はそのマイクロプラスチックの密度分布を示したものです。平成 26 年から 28 年度を合わせた結果になっております。日本周辺の沖合域で全体的にマイクロプラスチックが分布しており、東北の日本海側及び太平洋側沖周辺、そして、四国及び九州の太平洋側の沖の周辺で高い密度を示している傾向があるということがここからわかります。

マイクロプラスチックについては、先ほど少し出ました陸奥湾、富山湾、若狭湾でも調査しております。10 ページ目をご覧ください。この 3 湾合計で 9 地点でマイクロプラスチックを採取しました。その海中の密度を算出したところ、0.03 から 1.9 個／立米となっております。平成 27 年度は東京湾、駿河湾、伊勢湾で同じようにマイクロプラスチックを採取しているんですが、その結果と比較しますと、東京湾の 2 地点を除き、平成 27 年度と同程度の状況であったということが確認されています。また、陸奥湾、富山湾、若狭湾の 3 湾においては、この採取したマイクロプラスチックの中にマイクロビーズは検出されませんでした。

最後に、マイクロプラスチックに含まれています、有害物質の量についても調査しておりますので、それについて報告させていただきます。平成 28 年度は漂着・漂流ごみの一環としまして、海岸 12 地点、海上 8 地点の採集したマイクロプラスチックについて、残留性有機汚染物質に関する分析を実施しております。

漂流中に吸着すると考えられます POPs (PCB) の濃度につきましては、マイクロプラスチック 1 グラム当たり数ナノグラムから 100 数十ナノグラムであって、平成 27 年度の調査との比較をしますと、都市部に隣接する内湾を除きましては、平成 27 年度の結果と同程度でありました。また、これらの結果につきましては、ほかの先進国で観測されるものと同程度で、世界的な傾向と一致しております。

一方、過去に製造された製品に添加されていると考えられてます PBDE につきましては、沖合で採取された漂流マイクロプラスチックに関して、全ての時点で検出されております。

以上となります。

続きまして、連続となりますけれども、資料 5 を用いまして、海洋ごみに関する国際動向についてご説明申し上げます。資料をご覧ください。

海洋ごみにつきましては、国際的に解決すべき課題ということ、重要な課題ということで認識されておきまして、平成 27 年に開催された G7 エルマウ・サミットにおきまして初めて取り上げられ、首脳宣言において G7 の行動計画というものを作成されています。そこから始まりまして、平成 28 年度、G7 の伊勢志摩サミット、そして、富山大臣会合、また、昨年につきましては G7 のボローニャ環境大臣会合においても、その G7 の行動計画をさらに実施することが決意として表明されております。

また、昨年の 7 月に開催されました G20 ハンブルクサミットにおきましては、G20 のサミットでは初めて海洋ごみを取り上げられまして、この中で発生抑制、持続可能な廃棄物管理の構築、教育活動・調査などの取組を盛り込みましたイニシアチブ「海洋ごみに対する G20 行動計画」ということが合意されております。

ここで 2 ページ目に行きますけれども、平成 27 年に開かれました G7 エルマウ・サミットで合意されました G7 の行動計画にのっとりまして、我々環境省海洋室ではいろいろ対策をとっているところでございます。ここにありますとおり、東アジア等、海洋ごみの主要排出国へのアプローチを行ったり、あるいは平成 28 年、G7 富山環境大臣会合で合意されました、この G7 の行動計画の中での優先的施策というのが五つあるんですけども、そのうちの一つであります、モニタリング手法の標準化及び調和に対する取組を進めているところでございます。このような取組を広域的な国際枠組みへ拡大していくとともに、地域的な連携もそれに関連して進めていきたいと考えているところでございます。

では、3 ページ目に移らせていただきます。実際にその地域レベルでどのような連携をしているかということ、この 3 ページ目に示させていただいております。まず、北西太平洋地域

海行動計画（NOWPAP）における取組でございます。NOWPAP というのは UNEP の地域海計画の一つでございます。ここでは日本を初め、韓国、中国、ロシアの 4 カ国で海洋環境の保全を目的として動いております。

ここでは、この NOWPAP の中で、海洋ごみに関する地域行動計画（RAP MALI）が動いておりまして、毎年会合を開き、海洋ごみに対する情報共有を行うとともに、ワークショップの開催、そして、海岸の清掃キャンペーンなどを実施しております。昨年につきましては、9 月に富山で第 3 回 NOWPAP-TEMM 合同海洋ごみ管理ワークショップを開催しまして、また、それに伴いまして、国際海岸クリーンアップキャンペーンを開催しております。

また、地域レベルの連携としまして、日中韓三カ国環境大臣会合における取組でございます。これは、日中韓の三カ国の環境大臣が、本地域及び地球規模の環境問題に関する対話を行って、協力関係を強化するための会合になっております。

昨年 8 月に第 19 回の環境大臣会合が開かれまして、ここでは平成 28 年のロシアで開催した第 2 回の TEMM-NOWPAP 合同ワークショップが開催されたことを歓迎し、平成 29 年に日本で、先ほどお話ししましたけれども、第 3 回のワークショップが開催されたことを確認しております。また、TEMM の枠組みのもとで、合同ワークショップや事務レベル会合を通じて、海洋ごみに関する三カ国の政策や関連の研究成果の交換を加速するということを決定しております。

特に地域レベルの連携としましては、中国との間での取組も進めております。4 ページ目になりますけれども、昨年 11 月に上海で日中海洋ごみワークショップ（第 1 回）を開いております。これは第 7 回日中高級事務レベル海洋協議の合意に基づいて開かれたものです。このワークショップでは、日中双方の研究者、約 20 名が参加していますが、以下 4 点に関する報告がありました。マイクロプラスチックに関する現在と将来の研究、それから、海洋ごみ管理に関する課題、海洋ごみとマイクロプラスチックの発生源と分布、そして、マイクロプラスチックに吸着する有害化学物質及びその海洋生態系への影響ということです。

それぞれの研究成果及び今後の研究活動について意見交換を行うとともに、今後のマイクロプラスチックに関する日中間の協力をさらに強化することを合意しております。

これを受けまして、次回、第 2 回のワークショップにつきましては、今年、日本で開催することが合意されております。

また、日中高級事務レベル海洋協議の中で、これは昨年 12 月に第 8 回の会議が同じ中国の上海で開かれておりますが、この中で環境省と中国の国家海洋局が、日中高級事務レベル海洋協議の枠組みのもとで、海洋ごみについて得た成果を歓迎するとともに、今年、日中海洋ごみ



協力専門家対話プラットフォーム会合及び第2回の日中海洋ごみワークショップを実施して、引き続き海洋ごみの分野における協力と交流を強化するという事で一致いたしました。

ここまでの地域レベルに関する連携についての報告になります。

では、もう少し大きな国際枠組みについてお話しさせていただきます。5 ページ目をご覧ください。国連環境総会（UNEA）の動向についてお示しします。UNEA というのは、国連環境計画（UNEP）の意思決定機関でありまして、原則2年に1回開催される国際会議でございます。これが昨年12月4日から6日の3日間、ケニアのナイロビで開催されました。ここでは「海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチック」という海洋ごみに関する決議が採択されております。

この決議の中では、長期的にごみ及びマイクロプラスチックの海への流出をなくすことの重要性が示されまして、モニタリング手法の標準化に向けた取組への協力、それから、海洋ごみ及びマイクロプラスチックの削減のための行動計画の策定と実施の奨励などについて明記されております。

UNEA3 の決議の中にはもう一つポイントがございまして、海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに対処するための障害・オプションをさらに精査するための専門家グループの会合が招集されるということが決定いたしました。

では、最後に、海洋環境室で今取り組んでいますマイクロプラスチックのモニタリング手法の調和化などに向けた取組についてご説明差し上げます。6 ページ目をご覧ください。最初、冒頭でご説明しましたが、平成28年度に開かれましたG7 富山環境大臣会合におきまして、エルマウ・サミットで合意しましたG7の行動計画の重要性を再確認するとともに、G7として、これに関して優先的な施策の実施にコミットするため、五つの優先的施策というものが決定しております。その中の一つに、マイクロプラスチックのモニタリング手法の標準化・調和化が含まれておりまして、これは日本が主導して実施しております。

これを受けまして、マイクロプラスチックモニタリング手法の標準化・調和化に関する専門家会合を、まず第1回としまして平成28年12月に開催しております。ここでは以下の三つについて確認し、合意しております。まず一つ目は、マイクロプラスチックのモニタリング手法及び計測項目に関する recommendation を作成すること。それから、2次元マップと書いてありますけれども、水平分布ですね、マイクロプラスチックの海域における水平分布、濃度分布の重要性の認識が確認されまして、そのために必要な相互比較のための共同実験の実施が決定しております。

また、それを受けまして、パイロットプロジェクトが提案されておりました、一つは、採取した後、実験室で分析を行うのですが、その実験室での分析の誤差に関する調査、そしてもう一つは、海域におけるサンプリングの違いによる誤差の調査になります。一つ目の調査につきましては、今年度実施しております、先月2月において開かれた第2回の会合において、このパイロットプロジェクトに関する専門的な議論が実施されたところでございます。

以上です。

○兼廣座長 ありがとうございます。プラスチックによる海洋ごみの調査結果、主にマイクロプラスチックあるいはマイクロビーズを中心に詳細にご紹介いただきました。あわせて、国際的な動向についても紹介いただきました。この件についてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

はい、小島委員。

○小島あずさ委員 質問です。マイクロプラスチックの調査について洋上の各地域でさまざまな調査をされていることはよくわかったんですけども、漂着したものについては、現状でレジンペレットのみのようなんですが、それ以外の製品破片のマイクロプラスチックについての調査は予定がないのか。予定がないとしたら、理由があればお聞かせください。

○兼廣座長 いかがでしょうか。

○松崎海洋環境室長補佐 ご質問ありがとうございます。今コメントいただきましたように、マイクロプラスチックの調査は環境省でやっております、資料4でいいますと、9ページ以降に記載しております。おっしゃっていただいたように、マイクロプラスチックの分布状況を調べているのは、沿岸海域、沖合海域の漂流マイクロプラスチックになります。優先順位として、海に出て、残念ながらマイクロプラスチックになったものが漂流している状況なので、まず、その漂流しているマイクロプラスチックがどの程度の濃度になっているのか、日本の中でその分布にどのような違いがあるのかというのが、わかっていなかったということで、平成26年度から漂流しているマイクロプラスチックに着目して実施してきました。

一方で、漂着物に関しては、一番最後のページになりますが、濃度分布というよりも、その海岸に漂着しているマイクロプラスチックのうち、レジンペレットに注目したのは、種類として同じ種類を見ていこうということで、こちらはそこに吸着、含有している化学物質に着目してやってきたところです。予算のいろいろな制約もある中で、こういう形でこれまでやってきましたが、今後、もちろん継続してデータを蓄積していくことが何よりも重要だと思っており、これから来年度以降、我々としては引き続きこういう調査を実施していきたいと考えておりま

して、その中で有識者のご意見もいただきながら、どういう調査を今後継続していくか、もしくは別の形でやっていくかなど、ご意見をいただきながら進めていきたいと考えております。

○小島あずさ委員 ありがとうございます。なかなか製品破片ということになりますと、もとの製品が何であるかの特定とか、吸着ではなくて含有しているものの問題とかがあるので、分析ということを見ると、採取しても、その後どうするというのがなかなか難しい課題を抱えているというのはよく存じているんですけど、一方で、その現場でずっと海岸のごみを拾ったり、ICC を通じて調べている立場から言いますと、どんどん悪くなっている、要するに、古いごみが細かくなって増えているという実感しかございません。ここ最近、マイクロプラスチックの調査が国内外で非常に進んできて、問題意識も高まってきたということは大変好ましく、期待を持って見守っているところではあるんですけども、実は学術調査ではなくて、あくまでも素人、一般市民ボランティアの調査ですけれども、20 年前に JEAN では、清掃活動をして一旦大きいごみをとった後の海岸で細かいものをふるいでとったことがあるんですね。そのときに最も大きかった区画では 10 メートル四方に 3 万 2,000 個、小さな破片があったんですよ。その後、継続してやっているわけではないので、その変化がどうなのかということは残念ながら追えていないんですけども、20 年前で湘南海岸でそういう状況がございました。ですから、科学的にどのように扱うかという課題は多々あるとは思いますが、河川のヨシ原の中とか、海岸の背後地の草むらの中とか、そういうところには非常に高密度にたまっている現実がございますので、今後の検討の中で、その海岸に既に漂着した製品破片由来のものについても何とか課題として検討の俎上に上げていただきたいと思います。

○兼廣座長 はい、いかがでしょうか。

○松崎海洋環境室長補佐 事例も含めて、いろいろとご助言いただき、ありがとうございます。今の点も含めて、海洋ごみやマイクロプラスチックの調査について、我々環境省としてどういう調査を実施していくことが関係者の皆さんにとって有益かというのを考えながら、調査の計画を立てて進めていきたいと思っております。また、個別にご相談させていただくこともあるかと思いますが、よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○兼廣座長 小島委員がおっしゃったように、多分、根本的な部分だと思います。マイクロビーズとマイクロプラスチックの違いにもつながってきますので、どこまで解析できるのかという点についてももう少し検討していただいたほうがいいかもしれないですね。

ほかにございますか。

はい、田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。マイクロプラスチックの問題を解決するために、資料 5 の 6 ページにあるように、平成 28 年度の G7 の富山環境大臣会合で、各国の状況に応じて優先的に施策を実施する。これ非常に大事だと思うのですが、世界の廃棄物処理の状況を見ると、まだまだごみを組織的に収集していないところがたくさんある。ですので、収集していないので、それぞれ発生源で好きなところに捨てる、こういう状況があるので、廃棄物の適正処理を進めていくことが、この問題の解決にもつながるのではないかと思います。

例えば 1988 年でしたけども、モロッコに行くと、フェズという町、古都ですけども、集めたごみを川にかかっている橋の上から河川に放流しているんです、投棄しているんですよ。それが処分方法として、そういうので、先ほども内陸というか、海面に面していないところも川はあるので、ごみが川に入ったら、それが海ごみになるので、加害者側になるという可能性があります。

という意味で、廃棄物の発生抑制することが鍵だと思うので、そういう川や、あるいは海に入らないように、散乱されることがないように組織的に収集するということがまず第一で、それから、処理としては河川や海に投棄をするということはあるので、最初に禁止する。ほとんどの開発途上国がやっているのがオープンダンピングといって、空き場に捨てるだけ。風によってそれらが、プラスチックなどが飛散し、海や川に入っているというので、オープンダンピングをなくして、そして、サニタリーランドフィルという、定期的に覆土をして、そのプラスチックのようなものが移動しないようにした処理をする。その次の高度なものは、プラスチックは石油でもともとできてますので、エネルギーを持ってるものをできるだけ速やかにエネルギー源として活用して、ウエイスト・ツー・エナジーという先進国でやっている方法なんですけども、プラスチック類を発電の燃料あるいは熱供給の燃料として使う方向に持っていく。こんなプライオリティー優先順位をつけて、それぞれ国の状況によってそれぞれのステージか、次のステップにどうするか、こんなところが見えるような優先的な施策というのを、私なんかはイメージします。だから、モニタリングの手法を標準化、調和化は大事なことですけども、多くの開発途上国から見れば、ちょっと高度な、別の次元かなという感じがします。その辺も留意して今後の戦略に生かしていただければと思います。

○兼廣座長 ありがとうございます。これはご返答というより参考にしていただくということでもよろしいのでしょうか。

○松崎海洋環境室長補佐 貴重なご意見ありがとうございます。当室では、主に海洋における国際動向や調査など、いろいろな対策調査を中心に実施しております。今の田中委員のご指摘

は、廃棄物処理に関する国際対応かと存じますが、本日はその担当部署の者が出席していないため、予算の資料の中で少し触れているものがございますので簡潔にご紹介いたします。資料2の別紙の2の20ページ目をご覧ください。この20ページ目は、我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業ということで、再生循環局で実施しているものです。この事業では、事業概要のところや目的に書いておりますように、発展途上国での経済成長の途上の中で汚染の懸念があることを踏まえ、我が国でのいろいろな廃棄物リサイクルの処理技術、システムを国際的に海外展開していくということで取り組んでいる事業でございます。詳細は割愛いたしますが、こういう取組も環境省としては実施しております、今いただきました田中委員のご意見、ご指摘については、担当部局にしっかり伝えて対応していきたいと思っております。ありがとうございます。

○兼廣座長 よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

小島委員、どうぞ。

○小島あずさ委員 私ばかり。一年に一度なので言いたいことがたくさんあって、お時間いただいてすみません。今のご説明いただいたところじゃなくて、全般的なお話なんですけれども、都道府県の担当者を対象とした会合を開催されているというのは承知をしているんですけれども、そういうときに、例えば過去にずっと蓄積されてきた海岸清掃マニュアルであるとか、危険な漂着物の取扱いガイドラインとか、そういった情報について、基本情報として伝達はされていると思うんですけれども、各地で、現場でお聞きをしますと、全くそれが伝わっていないとか、例えば今でも漂着が繰り返されている廃ポリタンクについて、中に一部危険な薬剤が入っているというようなことを全然、市町村の担当者がご存じなかったり、清掃に携わっているボランティアの人が全然知らないでいるというようなこととか、医療廃棄物を拾ったときにどう扱えばいいかというのがわからないとか、基本的かつ重要な情報がなかなかまだ流布されていないとか、浸透していないというところがあるようですので、その徹底を引き続きお願いしたいということと、それから、推進委員などの指定について、検討中のところはあるものの、まだ実績はないと。一方で、全国でクリーンアップ活動をネットワークに基づいて私どもはやっていきますけれども、法律ができたときに、その推進委員を委嘱することができるということがあって、現場の方はそれにすごく期待しているという声が多かったんですね。海岸管理者の皆様が、その推進委員ということを任命するのをどう考えていらっしゃるかは別として、そういう委嘱できて、それが得られることによって、より地域での活動の幅が広がるとか、理解が得やすくなるというふうに、現場で携わるボランティアはすごく期待しています。海岸管

理の方々とちょっと意識の乖離があるのかなということを常々感じておりますので、こういったこともあわせて担当者会議の折などにも情報の一つとしてお伝えいただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○兼廣座長 はい、ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○松崎海洋環境室長補佐 貴重なご意見ありがとうございます。1点目につきましては、ご指摘のとおり、地方自治体でも異動などがあり、異動がある前提で運営されているということも念頭に置いて、先ほど紹介した都道府県の担当者会議を定期的を開催しておりますので、その際に既存のマニュアルや事例集の周知を改めて行うなど、折に触れて、周知や情報提供を継続的に行っていきたいと思います。

2点目の指定制度については我々も強く認識しておりまして、先ほど申し上げた会議を通じて制度の活用を促すとともに、また、先ほど紹介しましたモデル事業の中で、この指定制度や委嘱制度をどう活用するのがお互いにとってより効果的なのかということも一緒に考えながら、その活用の仕方について少し前に進められるように取り組んでいきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

○兼廣座長 ありがとうございます。この件については、まだお聞きしたいことがあるかと思いますが、時間も限られています。この委員会での発言を、今後の検討に生かしていただけるようお願いしたいと思います。海洋に流出するマイクロプラスチックの中でも、化粧品に使用されているマイクロビーズについてはすでに、使用規制が始まっています。この件について、経産省さんのほうで情報をお持ちでしたら教えてください。

○経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課 経済産業省でございます。

ご指摘のマイクロビーズの件につきまして、経産省、取り組んでございますので、ごくごく簡単に、手短にご説明をさせていただければと思います。

化粧品工業会のほうにおきましては、洗い流しのスクラブ製品等に含まれる、このマイクロビーズでございますけれども、この中止に向けて取り組んでございます。現在、主要メーカーのほとんどが自主的にマイクロプラスチックビーズの使用を中止しているという状況でございます。全ての製品を代替する方向で今検討が進められているというところでございます。

○兼廣座長 ありがとうございます。化粧品に使用されているマイクロビーズの流出防止対策に関する国内の取組について報告いただきました。マイクロビーズの海洋への排出抑制についてはすでに取り組みは始まっているようです。ただ、すでに海に流れ出たマイクロプラスチック

クやマイクロビーズについては回収は困難であり、今後どうするかについて検討していく必要があります。

事務局から、ほかにございますでしょうか。

なければ、会議を終わらせていただきます。

○松崎海洋環境室長補佐 政府で設置されております海岸漂着物対策推進会議を開催し、今後は本日いただきましたご意見、ご助言も踏まえまして、海岸漂着物の推進に生かしていきたいと考えております。

その推進会議につきましては、別途、日程等について各省庁とも調整させていただきながら詰めさせていただきたいと思えます。

事務局からは以上です。

○兼廣座長 どうもありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第 12 回の海岸漂着物対策専門家会議を終了させていただきます。円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

午後 3 時 0 5 分 閉会